平成２７年（フ）第３８２６号
大阪府四條畷市砂２丁目６番26号　クレールコートＢ　102、前住所大阪府四條畷市江瀬美町19番17号
債務者　尼嵜良子こと　兪　　良子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８２７号
大阪府四條畷市砂２丁目６番26号　クレールコートＢ　102、前住所大阪府四條畷市江瀬美町19番17号
債務者　尼嵜　幸数
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９２２号
大阪府吹田市穂波町５番９号　(302)
債務者　兵頭　弘子（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１０３号
大阪市西区京町堀２丁目１番24―403号
債務者　前田　直美（旧姓落合）
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１０４号
大阪市西区京町堀２丁目１番24―403号
債務者　前田　弘治
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１１４号
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目７番61号
債務者　蔵谷正輝こと　藏谷　正輝
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１７５号
大阪市西区西本町２丁目５番23―708号
債務者　木田橋　亮
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１８３号
大阪府枚方市星丘３丁目17番１号
債務者　伊**藤**　俊子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２０２号
大阪府高槻市萩之庄５丁目２番１―303号
債務者　清原　時子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３８７号
大阪市住之江区粉浜１丁目27番25号　グラシオコハマ103号　宮元方、前住所大阪市住之江区粉浜１丁目20番17号
債務者　ＣＨＯＩ　ＤＯＮＧ　ＲＡＫ　崔　東洛
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９９号
大阪府東大阪市菱屋東３丁目13番21号プレミール１　206、前住所大阪府東大阪市東鴻池町３丁目４番18号
債務者　水元　直美（旧姓瀬筒）
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７５号
大阪市平野区平野本町４丁目14番15号
債務者　西川　藤香
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８５号
大阪府八尾市竹渕東１丁目13番地
債務者　川上　恵美
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８６号
大阪市城東区森之宮１丁目５番402号
債務者　濵上　　**隆**
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９３号
大阪市淀川区木川西４丁目２番２―505号
債務者　道山　知一
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２５号
大阪市港区市岡１丁目11番17号
債務者　上口　　舞
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４６号
大阪府箕面市桜ケ丘３丁目１番52号、前住所大阪府箕面市新稲５丁目15番15号（203号）
債務者　供田　克博
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部